

平成23年～25年分

市・県民税（所得税）における雑損控除について

東日本大震災により住宅等の資産に損害があった場合は、市・県民税と所得税の雑損控除の申告をすることにより減税できる場合があります。

雑損控除を受けるためには、雑損控除計算書の作成が必要になるため、笠間市では、7月1日より計算書の作成を行っています。（事前に電話予約が必要です）計算書の作成には30分ほど時間がかかり、通常の申告受付と同時に行うことは困難なため、**原則、事前に作成した計算書が必要になります。必ず、事前に計算書の作成をお願いします。**

なお、東日本大震災による雑損控除の特例は、平成26年5月31日までの修繕が対象となりますのでお気をつけください。

○事前電話予約による窓口計算受付（午前9時から11時まで、午後1時から4時まで）

- ・場 所 笠間市役所 本所1階 税務課
- ・連絡先 税務課 市民法人税グループ Tel.0296-77-1101・0299-37-6611（岩間地区から）

※電話予約は随時受け付けています。事前に電話がない場合は受け付けできません。また、予約状況によりご希望の日時に受け付けできない場合があります。

○ご用意いただくもの

●以前に雑損控除を受けた方が今年、追加で控除を受ける場合

- ①お手持ちの雑損控除計算書の控
- ②修繕費、取壊・除去費用等の領収証
（修繕が終わったものが対象となりますので、見積書では受け付けできません）
- ③被害に対し受け取る保険金等がある場合、その金額のわかるもの
- ④以前に計算した資産以外の修繕をされた場合、その資産の取得時期、取得価格のわかるもの
（墓・塀などの資産についても必ずわかるようお願いします）

●今年初めて雑損控除を受ける場合

- ①被害にあった資産の取得時期、取得価格のわかるもの
（墓・塀などの資産についても必ずわかるようお願いします）
- ②修繕費、取壊・除去費用等の領収証
（修繕が終わったものが対象となりますので、見積書では受け付けできません）
- ③被害に対し受け取る保険金等がある場合、その金額のわかるもの
- ④市町村の発行した「り災証明書」

※雑損控除の計算の結果、その方の収入や資産の状況によって、控除が受けられない場合もあります。

【問合せ】 税務課（内線112・113）